皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、四月二十一日午後三時十三分御出門、二千十年（第二十六回）日本国際賞授賞式に御臨席のため国立劇場（千代田区）へ行幸啓、同五時一分還幸啓、同六時三十一分御出門、同祝宴に御臨席のためホテルニューオータニ（同区）へ行幸啓、同九時二分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、四月二十六日タンザニア国の国祭日につき、同月二十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第二十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、有明海におけるがざみの採捕について、次のとおり指示する。

平成二十二年四月十六日　　日本海・九州西広域漁業調整委員会会長　橋本　明彦

1　指示の内容

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）第二条第一項に規定する有明海において、平成二十二年六月一日から同年六月十五日までの間は、たも網その他のすくい網によりがざみを採捕してはならない。

2　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十二年四月十六日から平成二十三年三月三十一日までとする。

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、同令同条同項同号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年四月二十七日

中国四国産業保安監督部長　中村　良明

名称	住所	保安検査を行う事業所の名称及び所在地	指定の区分	指定する地域	指定年月日
川崎造船検査株式会社	兵庫県神戸市中央区東川崎町三丁目一一	川崎造船検査株式会社　坂出事業所 香川県坂出市川崎町一番地	液化石油ガス保安規則第七十八条第四項で規定する特定施設の保安検査 一般高圧ガス保安規則第八十条第四項で規定す	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	平成二十二年四月一日

貸金業法第二十七条第一項第二号に掲げる事項の変更

日本貸金業協会栃木県支部所在地の変更

変更前	変更後
栃木県宇都宮市桜二丁目2番28号	栃木県宇都宮市本町12番11号

変更日　平成22年4月5日

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十二年四月二十七日

金融庁長官　三國谷勝範

貸金業法第二十七条第一項第二号に掲げる事項の変更

日本貸金業協会栃木県支部所在地の変更

変更前	変更後
栃木県宇都宮市桜二丁目2番28号	栃木県宇都宮市本町12番11号

変更日　平成22年4月5日

指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第1項の規定による監督命令をしたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年4月27日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　監督命令をした年月日　平成22年4月7日

2　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　株式会社近畿確認検査センター　兵庫県西宮市池田町9番7―215号　代表取締役　礒野　幸夫

3　監督命令の内容

1．業務改善計画書の提出

確認検査の業務に従事する確認検査員が、法第7条の2第1項の完了検査において著しく不適切な判断をしたことに鑑み、法令遵守を社内に徹底するため業務改善計画書を当職に平成22年5月6日までに提出すること。

2．業務の実施に関する定期的な報告

確認検査の業務の公正かつ適確な実施の確保のため、この命令の日から6月間、業務改善計画書に基づく業務の実施状況を3ヶ月に一回当職に報告すること。

4　監督命令の原因となった事実　法第7条の2第1項の完了検査において、実地において検査すべき部分についてこれを行わず検査済証を交付した。

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十二年四月二十七日

東北経済産業局長　数井　寛

一　件名　男鹿市申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十二年五月二十六日　午後二時から

三　場所　男鹿市商工会館　大会議室（男鹿市船川港船川字新浜町五十番地）

四　事案の要旨

1　購入ガスの価格体系変更等に伴う一般ガス供給約款の変更（総括原価見直しに伴い、ガス料金を平均十・六三％引き上げる。）

2　詳細は、東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番1号仙台合同庁舎）並びに男鹿市役所若美庁舎（秋田県男鹿市角間崎字家ノ下四五二番地）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した東北経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「男鹿市関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十二年五月十一日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番1号　仙台合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、東北経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「男鹿市関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十二年五月十一日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。